『指定居宅介護支援事業』

重要事項説明書

さわやかホーム居宅介護支援事業所

「指定居宅介護支援事業」重要事項説明書

１．事業者名　　社会福祉法人あらふね会　さわやかホーム居宅介護支援事業所
群馬県知事指定居宅介護支援事業所　第１０７２４０００６０号

２．管理者名　　石井　浩二

３．所 在 地　　〒３７０－２８０６
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向９２６番地　　電話番号　０２７４－８７－２１００

４．事業の目的及び運営方針

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

また、事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たって、次の事項に努めます。

（１）　要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

（２）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

（３）　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。

２　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、また他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

５．職員の職種、員数及び職務内容

職　種　　管理者　　１名　～ 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
職　種　　介護支援専門員　３名〈専任２名、兼任１名〉　～ 居宅介護支援の提供に当たります。
職　種　　事務職員　１名　～ 必要な事務を行います。

６．営業日及び営業時間

営 業 日　月曜日から金曜日まで。（１２月３０日から１月３日は除く。）
営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分まで。（緊急の場合は、２４時間対応）

７．指定居宅介護支援の提供方法及び内容

提供方法　ー利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所及び事業所に来所して頂き提供します。
提供内容　①居宅サービス計画書の作成　②指定居宅サービス事業者等の連絡調整
③介護保険施設の紹介　④利用者に対する相談援助業務　⑤その他利用者に対する便宜

８．利用料及びその他の費用の額

利用料　～　基本的には無料です。ただし、南牧村以外での提供等で交通費がかかる場合は、実費を頂くことがあります。

９．通常の事業の実施地域　　～ 南牧村の区域とします。

１０．苦情の受付（契約書第 11 条参照）及び緊急時の受付について

（１）当事業所のご利用者からの苦情や相談及び緊急の場合の受付について

①　苦情や相談受付　　電話：0274-87-2100　　FAX　0274-87-2188
・苦情解決責任者　［管理者］　石井浩二
・苦情受付担当者　［相談員］　五十嵐春美、小金澤明子　（以上、居宅介護支援事業所）

・内　容　　①当事業所へサービスに対して苦情がある場合
②当事業所以外のサービスに対して苦情がある場合
③その他の相談又は苦情等

② 緊急時の受付　　電話：0274-87-2100　　FAX　0274-87-2188

・対応可能な時間帯　～原則、電話等により２４時間常時連絡が可能です。状況によって、施設から各担当ケアマネジャーへ連絡を入れ、対応します。

（２）行政機関へ利用者からの相談又は苦情等の連絡先

南牧村役場 保健福祉課	住所：甘楽郡南牧村大字大日向１０９８番地 電話：０２７４－８７－２０１１
佐久市役所 高齢者福祉課	住所：佐久市中込３０５６番地 電話：０２６７－６２－２１１１
国民健康保険団体連合会	住所：前橋市元総社町３３５－８　　市町村会館２Ｆ 電話：０２７４－２９０－１３７６

１１．事故発生時の対応

万全の体制で指定居宅介護支援サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

１２．虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。また、これらの措置を適切に実施するため、専任の担当者を置きます。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従事者に対し、虐待防止のための研修を年１回以上実施する。

１３．身体拘束等の原則禁止に関する事項

事業所は、指定居宅サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

１４．ハラスメント対策に関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

１５．衛生管理等に関する事項

事業所は、事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置

等を講じるものとします。

（1） 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね６月に１回以上開催するとともにその結果について従事者に周知する。

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年１回以上実施する。

１６．業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

2　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

3　従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年２回以上、実施するものとします。

１７．緊急時における対応

サービスの提供により利用者の急変、その他緊急な事態が生じたときは、速やかに協力病院及び嘱託医、家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１８．個人情報の保護

従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

2　管理者は、従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3　管理者が居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

１９．その他運営に関する重要事項

事業所は、当該指定サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。

２０．第三者評価の実施状況について　（実施しておりません。）

重要事項説明確認書

【指定居宅介護支援事業】

令和　　年　　月　　日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援事業の提供開始に同意しました。また、居宅介護支援重要事項説明書を受領しました。

【利 用 者】住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

（代筆者　　　　　　　　続柄　　　　）

【代 理 人】住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

（代筆者　　　　　　　　続柄　　　　）

【家族代表】住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　㊞

（代筆者　　　　　　　　続柄　　　　）

事業者　住所　甘楽郡南牧村大字大日向９２６番地
　　　　名前　さわやかホーム居宅介護支援事業所　㊞
　　　　電話　０２７４－８７－２１００

本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書２通を作成し、利用者（契約者）様、事業者が記名捺印の上、各１通を保管します。

説明者　職名

　　　　氏名　　　　　　　　　　印

さわやかホーム居宅介護支援利用料金表

（１）利用料

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、１ヶ月当たり、下記の料金を一旦事業者にお支払い頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出頂くと全額払い戻しを受ける事が出来ます。

①居宅介護支援費（１ヶ月当たり）

*担当件数が４０件未満の場合

介護度	単位	月額
要介護１・２	１，０８６	１０，８６０　円
要介護３・４・５	１，４１１	１４，１１０　円

*担当件数が４０以上６０件未満の場合

介護度	単位	月額
要介護１・２	５３９	５，３９０　円
要介護３・４・５	６９８	６，９８０　円

*担当件数が６０件以上の場合

介護度	単位	月額
要介護１・２	３２３	３，２３０　円
要介護３・４・５	４１８	４，１８０　円

②加算　（１ヶ月当たり）

加算項目	内容	単位	月額
特別地域事業所加算	要介護１・２	１６３	１，６３０円
	要介護３・４・５	２１２	２，１２０円
初回加算	・新規に居宅サービス計画作成 ・要介護状態区分が２区分以上変更	３００	３，０００円
介護職員等処遇改善加算	算定した総単位数に対して加算	２．１％	

（２）南牧村以外での提供等で交通費がかかる場合は、実費を頂くことがあります。